

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年1月11日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第4号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第1条中「の総合支援学校」の右に「及びその分校」を加える。

第4条を次のように改める。

(分教室の設置)

第4条 次の表の左欄に掲げる総合支援学校の分教室を同表右欄に掲げる施設に設置する。

京都市立北総合支援学校	肢体不自由児・重症心身障害児施設聖ヨゼフ医療福祉センター
京都市立鳴滝総合支援学校	京都市立病院
京都市立桃陽総合支援学校	独立行政法人国立病院機構京都医療センター
	京都大学医学部附属病院
	京都府立医科大学附属病院
	京都第二赤十字病院

第17条中「教科書の発行と」を「教科書が発行」に改める。

第23条第2項中「,部」を「部」に改める。

別表第1京都市立白河総合支援学校の項の次に次の1項を加える

京都市立白河総合支援学校東山分校	高等部	地域総合科	3年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 保護者が本市の区域内に住所を有する者
------------------	-----	-------	----	---

別表第1京都市立鳴滝総合支援学校の項中「独立行政法人国立病院機構宇多野病院」の右に「又は京都市立病院」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)